

茨城県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 19 号

改正 平成 25 年 8 月 19 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の機関の招請等により出頭し、又は参加した者に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第 2 条 次の各号に掲げる者（以下「証人等」という。）に対しては、費用の弁償として旅費を支給する。ただし、広域連合から報酬又は給料の支給を受ける者が、職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。

- (1) 法第 74 条の 3 第 3 項及び公職選挙法第 212 条第 1 項の規定により関係人として出頭した者
- (2) 法第 100 条第 1 項後段の規定により関係人として出頭した者
- (3) 法第 115 条の 2 第 1 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により利害関係者又は学識経験者等として参加した者
- (4) 法第 115 条の 2 第 2 項（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により参考人として出頭した者
- (5) 法第 199 条第 8 項の規定により関係人として出頭した者
- (6) 広域連合の条例又は規則の定めるところにより出頭した者

2 旅費の種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額は別表のとおりとする。

3 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(支給方法)

第 3 条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際、広域連合の一般職の職員に支給する旅費の例により支給する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間、第2条第1項において、「法第109条第5項」とあるのは「法第109条第4項」と、「法第109条第6項」とあるのは「法第109条第5項」と、「法第109条の2第5項」とあるのは「法第109条の2第4項」と、「法第110条第5項」とあるのは「法第110条第4項」とする。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実費	実費	実費	37円	2,200円	9,800円